

令和2年4月から 国民健康保険税が変わります



国民健康保険税の税率の改定を行いましたのでお知らせします。

◆新しい保険税率

区 分		医療分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援分 (国保に加入するすべての方)		介護分 (40歳以上から65未満の方)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	所得に対して	4.6%	4.8%	2.2%	2.0%	1.0%	1.0%
資産割	固定資産税に対して	34.8%	34.8%	15.2%	15.2%	8.0%	8.0%
均等割	加入者1人あたり	20,000円	21,500円	5,000円	5,000円	6,000円	6,000円
平等割	1世帯あたり	22,000円	23,500円	10,000円	10,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	1世帯あたりの最高限度額	610,000円	630,000円	190,000円	190,000円	160,000円	170,000円

世帯ごとの課税額は、7月初旬に発送の納税通知書をご確認ください

◆平成30年度に国保制度改革がありました

平成30年4月から市町村と北海道が共同で保険者となる制度改革があり、各市町村には医療費の全額が北海道から交付され、市町村は北海道から示される標準保険税率を参考に税率を定め、国保事業費納付金を北海道に納めることになりました。昨年度に引き続き令和2年度も国保税の税率改定を行い、標準保険税率に近づけ安定的な運営を目指しています。



保険証更新 ・ 国民健康保険証 を郵送します ・ 後期高齢者医療保険証

《国民健康保険》

新しい保険証は緑色です

北海道国民健康保険被保険者証	有効期限	令和3年7月31日
	交付年月日	令和2年8月1日
	適用開始年月日	〇〇〇年△月△日
記号	和	番号 111111
氏名	和寒 花子	
生年月日	〇〇〇年〇〇月〇〇日	性別 女
世帯主名	和寒 太郎	
住所	北海道上川郡和寒町字〇〇〇番地	
保険者番号	011312	
交付者	和寒町	

限度額適用認定証は
自動更新されません

限度額適用認定証は役場で
更新手続きをして下さい



○新しい保険証は7月下旬に郵送します。届きましたら内容をご確認ください。



○有効期限満了の保険証は、住民課保険医療係に返却するか、ハサミ等で細かく裁断し処分してください。



《後期高齢者医療》

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和3年7月31日
交付年月日	令和2年7月1日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇
被保険者住所	上川郡和寒町字〇〇〇番地
被保険者氏名	和寒 一郎 男
被保険者生年月日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
発行期日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39014642 北海道後期高齢者医療広域連合

■限度額適用認定証

引き続き該当する方には
保険証と一緒に郵送します。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和3年7月31日
交付年月日	令和2年8月1日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇
被保険者住所	上川郡和寒町字〇〇〇番地
被保険者氏名	和寒 一郎
被保険者生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
発行期日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
適用区分	区分I
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39014642 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい保険証は水色です

新しい限度額適用認定証は黄色です